

# 令和8年度 杉並区立杉並第三小学校 いじめ防止基本方針

平成29年3月31日作成

令和4年7月20日改訂

令和7年3月22日改訂

令和8年3月31日改訂

本校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）及び杉並区いじめ防止対策推進基本方針の策定を受け、児童が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見・早期対応及び重大事態への対応）のための対策をより一層総合的かつ効果的に推進することを目的として、以下の杉並区立杉並第三小学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定するものである。

また、令和7年4月、「杉並区子どもの権利に関する条例」及び「杉並区いじめの防止に関する条例」の制定に基づき、「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」及び「いじめ対応マニュアル」が改訂されたため、本校いじめ防止基本方針も改訂するものとする。

「いじめ」とは、児童等に対して児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

いじめは、いかなる理由があっても許されない人権侵害であり、どの学校、どの学年、どの児童にも起こりうるものであるという基本的認識に立つことが必要不可欠である。本校では、次のような基本的な姿勢を全教職員で共通理解し、学校全体で組織的に対応していく。

○全校児童に対して、「いじめは絶対許されない」という認識を徹底させるとともに、児童自ら考え行動することができるよう指導を行う。

○いじめの兆候を見逃さず、早期発見・早期対応を徹底し、いじめを受けた児童の安全確保を最優先とする。

○「いじめは絶対に許されない」との認識に立ち、学校・家庭・地域・関係機関との連携を推進する。

以上を学校の基本姿勢とし、年度当初に共通理解し、組織的に対応していく。（人権教育プログラム参考）

## 1 本校における いじめ防止等に関する取り組み

### (1) 未然に防止するための取り組み方針

- ・全教職員が「いじめを許さない」という基本姿勢に立ち、いじめ問題に学校として組織的に対応する。
- ・児童の自己実現が図れるよう、日々の学年・学級経営を充実させ、児童が安心して自己表現できるような学級風土を育成する。
- ・児童のいじめに関する理解を深め、いじめの解決に向けて主体的に行動できる心情や実践力を育てる。
- ・思いやりの心を持ち、温かい言葉遣いで友達と関われるように、年間を通じて指導する。
- ・いじめの問題解決に向けて社会全体で取り組めるように、開かれた学校づくりの推進、地域社会・保護者等との連携を強化し、定期的に学校公開を行う。
- ・児童による主体的な活動を支援し、いじめ防止等の実践的態度を養う。
- ・人権尊重の理念に基づき、偏見や差別の解消を目指す人権教育の充実を図り、教員の人権意識を高める。
- ・情報モラル教育の推進を行い、インターネットでのいじめやトラブル防止の強化を図る。
- ・スクールカウンセラーによる相談体制の充実を図り、学校全体の組織的な対応を支援する。また、5年生の全員面接を行い、いじめの未然防止につなげていく。

- ・保健室、相談室等の利用及び学校問題対策支援係（以下 CEDAR という）等、電話相談窓口の周知等による相談体制の整備を行う。
- ・地域社会全体でいじめの問題について考え、克服していくために、「道徳授業地区公開講座」や「セーフティ教室」をはじめとする学校・家庭・地域や関係機関等が連携して行う取組等を行う。また、学校運営協議会や学校支援本部と連携し、いじめ問題について、必要に応じて学校が抱える課題を共有し、解決していく。
- ・年3回以上の「いじめに関する授業」を実施し、いじめは絶対に許されない行為であることなど、子どもたちにいじめについての正しい理解を促すとともに、いじめの防止等のために必要な資質・能力の育成を図る。

## （2）早期発見・早期対応のための基本方針

- ・教師と児童が日常的に信頼関係を築くと共に、ささいな兆候にも「いじめ」への疑いをもって対応する。
- ・「基本方針」及び「いじめ対応マニュアル」（令和7年4月 杉並区教育委員会）を活用し、いじめの早期発見・早期対応を行い、完全解決に向けて組織的に保護者や地域、関係機関と連携した取り組みを行う。
- ・毎月のいじめ発生件数等の報告や生活指導夕会などを活用し、全教員で共通理解する機会をもち、早い段階から全教員で見守り・指導を行う。
- ・年3回行われる都の「ふれあい月間」にアンケートを行うとともに、必要に応じて教師やSC等による面接を行い、児童の実態を正確に把握する。いじめを察知した際は、継続的に児童の実態を把握するため、「いつ、どこで、だれが、なぜ、何を、どのように」といった視点から正確に記録するとともに、いじめに係る会議録等は全ての教職員が確認できる方法で適切に保存する。（本記録の保存年限は、いじめに係る児童が卒業、転学、退学等をしてから**5年間**保存とする。）
- ・被害者、加害者となっていると思われる児童から正確・迅速に聞き取りを行い、状況把握を行う。
- ・加害者となっている児童には、いじめは絶対に許されないことであることをしっかりと伝え、まずいじめをやめさせる。被害者となっている児童については心のケアを含めて見守りを継続する。
- ・保護者のいじめに対する理解を深め、家庭におけるいじめを発見する力と対応する力を高めるため、東京都教育委員会の発行する「いじめ総合対策【第3次】」等を活用するとともに、いじめ発見時には保護者に事実を正確に伝え、学校での対応の仕方について説明し、家庭と連携して対応に当たる。
- ・いじめが解決した後も、対象の児童・保護者と定期的に話す機会を持ち、継続した支援を行う。

## （3）学校におけるいじめ防止等の対策のための組織と役割

- ・いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、いじめ防止等の対策のための組織として「杉三いじめ対策委員会」を設置する。
- ・杉三いじめ対策委員会は、校長、副校長、生活指導主任、教育相談コーディネーター、特別支援教育コーディネーター、都スクールカウンセラー、当該学級担任で構成する。
- ・いじめ防止等に係る取り組み方針の企画立案、児童の問題行動に係る情報共有、いじめ問題への調査・対応方法の協議を定期的（月に1回程度）に行う。

## （4）いじめの発見から解決までの対応の流れ

- ・いじめを発見した場合（いじめの疑いがある場合も含む）、その状況等を適時・適切に管理職（校長、副校長）に報告し、一人で抱え込まず、組織的な対応を図る。なお、報告を怠った場合は、いじめ防止対策推進法第23条第1項違反となることに留意する。

## Step1

いじめを察知したら、直ちに管理職（校長・副校長）に報告する。



- ・即時対応、事実確認
- ・関係職員への連絡
- ・管理職への報告

## Step2

校長は速やかに杉三いじめ対策委員会を招集する。



必要に応じて SSW や弁護士、警察等（少年係、スクールサポーター）、子ども家庭支援センター等も加える。

## Step3

杉三いじめ対策委員会等で情報を共有し、組織的な対応を図る。



- ・情報の収集、整理
- ・対応方針、役割分担を行う
- ・いじめを受けた児童への聞き取り、支援
- ・いじめを行った児童への聞き取り、指導
- ・周囲の児童への指導
- ・保護者への対応

## Step4

いじめが解決後も観察経過・定期的な確認を行う。

### (5) 重大事態が発生した場合の対応方針

- ・いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、又は相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、重大事態が発生したものとして対応する。
- ・いじめられた児童や、いじめの実態を報告してくれた児童の安全を確保する。
- ・重大事態の「疑い」があると認められた時点で速やかに CEDAR・「杉並区いじめ問題対策委員会」の調査に協力すると共に、保護者や地域、学校支援本部や学校運営協議会等の諸団体、関係機関（スクールソーシャルワーカー、児童相談所、警察、医療機関等）と連携し、いじめ問題を迅速かつ的確に解決する。）
- ・調査にあたっては、事実関係を明確にし、再発防止に向けた取組を行う。

### 2 教育委員会や関係機関との連携

- ・いじめが確認された場合は状況に応じて CEDAR に相談し、連携を図る。また、重大ないじめ事態が発生した場合は、速やかに「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について」を教育委員会に提出し、教育委員会と連携して適切に対応を行う。
- ・学校や子ども家庭支援センター等関係機関が課題を共有し対応するため、学校サポートチームを活用する。

### 3 教職員のいじめ防止に向けた共通理解の場の設定と研修

- ・年度当初に本いじめ防止基本方針を基に全教職員で本校のいじめへの対応方針を共通理解する機会をもつ。
- ・毎週金曜日の生活指導夕会において、各学級のいじめの実態や兆候を全教職員で共有する。
- ・生活指導主任会、若手教員育成研修、中堅教諭等資質向上研修等の教育委員会主催の研修及び研修動画、リーフレット、ふれあい（いじめ防止強化）月間における取組等の学校における研修を充実し、いじめ問題に対応する教職員の資質・能力の向上を図る。

### 4 その他

- ・本いじめ防止基本方針に基づく取り組み状況を、学校評価の項目に位置付け、それを基に、「基本方針」をよりよいものに改善していく。

5 主な相談窓口・関係機関一覧

主な相談窓口・専門機関等	電話番号	所在地等
学校問題対応支援係 (CEDAR)	03-5307-0365	教育人事指導課
いじめ電話相談		
電話教育相談	03-6304-3017	済美教育センター 教育相談係
SSW (スクールソーシャルワーカー)	03-3311-1921	済美教育センター 教育相談係
ゆうライン (相談専用窓口)	03-5356-2601	杉並子ども家庭支援センター
東京都いじめ相談ホットライン	0120-53-8288	東京都教育相談センター
東京子供ネット	0120-874-374	東京都児童相談センター
24時間子供 SOS ダイアル	0120-0-78310	文部科学省
ヤング・テレホン・コーナー	03-3580-4970	警視庁少年相談室
チャイルドライン	0120-99-7777	NPO 法人チャイルドライン支援センター
こころといのちのほっとライン	0570-087478	東京都保健医療局
夜間こころの電話相談	03-5155-5028 (夜間)	東京都福祉局
東京いのちの電話	03-3264-4343	社会福祉法人いのちの電話
考えよう！いじめSNS@TOKYO	0120-1-78302	東京都教育委員会